

平成 22 年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和 28 年佐賀県規則第 21 号)及び佐賀県特定調達契約規則(平成 7 年佐賀県規則第 64 号)の規定に基づき、競争入札に参加することができる者の資格、申請方法等を次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成 21 年 10 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

1 業種の区分

(1) 建設工事 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 2 項に規定する建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条第 1 項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の 2 部門による。

ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

エ 地質調査業務

オ 測量業務

カ 環境調査業務

キ その他

2 申請の対象者

- (1) 平成 20 年度に平成 21 年度及び平成 22 年度の競争入札参加資格の申請を行っていない者
- (2) 平成 20 年度に平成 21 年度及び平成 22 年度の競争入札参加資格の申請を行った者で、当該申請を行わなかった業種について今回入札参加資格の申請を行うもの
- (3) 佐賀県特定調達契約規則第 2 条第 1 項第 4 号で定める特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う者

3 申請の時期

- (1) 県内に本店を有する建設工事業者

平成 21 年 12 月 8 日から平成 21 年 12 月 11 日まで

- (2) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者

平成 21 年 11 月 4 日から平成 21 年 11 月 6 日まで

- (3) 県外に本店を有する建設工事業者

平成 21 年 12 月 2 日から平成 21 年 12 月 4 日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受け付けを行う。

4 申請の方法

- (1) 申請書類

競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者が提出する書類

- (ア) 資格審査申請書
- (イ) 80 円切手
- (ウ) 申請書受理票

- (I) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類
- (オ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）
- (カ) 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し
- (キ) 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し
- (ク) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に建設業法第 28 条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知書の写し
- (ケ) 平成 21 年 9 月 30 日の時点において有効な I S O(国際標準化機構) 9001 又は I S O 14001 の認証(財団法人日本適合性認定協会又は I A F (国際認定機関フォーラム)において国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限る。)若しくはエコアクション 2 1 の認証を受けている場合は、その登録証の写し
- (コ) 平成 21 年 9 月 30 日の直前 2 年間に建設業許可を取得し 3 年以上経過している県内に本店を有する建設工事業者同士の合併又は事業譲渡をしている場合は、合併・事業譲渡に係る申告書、合併・事業譲渡に係る契約書の写し、合併・事業譲渡をした建設業者の建設業許可通知書の写し、合併・事業譲渡により建設業許可を全部廃業した建設業者の廃業届の写し及び合併・事業譲渡に係る総合評定値通知書の写し又は佐賀県に提出した総合評定値請求書の写し
- (サ) 経営事項評価点数の対象期間に、建設業以外の日本標準産業分類へ進出し、500 万円以上支出している場合（新会社設立又は共同出資に

て新会社を設立している場合を含む。)は、新分野進出申告書、建設業以外の産業分類の事業を行っていなかったことを証明する書面の写し及び新分野進出に要した支出(500万円以上)を証明する書面の写し。さらに、新会社を設立した場合は、新会社の商業登記簿謄本及び定款の写し

(シ) 平成21年9月30日の時点において、障害者を雇用している場合(障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合を除く。)は、障害者雇用に係る申告書、身体障害者手帳、佐賀県寮育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿若しくは職員名簿の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。さらに、障害者雇用促進法に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成21年6月1日の時点の報告書の写し

(ス) 平成21年9月30日の直前2年間に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後6ヵ月以内に採用し、その者が平成21年9月30日の時点において在籍する場合は、新規学卒者雇用に係る申告書、卒業証書又は卒業証明書の写し及び平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿若しくは職員名簿の写し又は採用時の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し

(セ) 平成21年9月30日の時点において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(平成46年法律第68号)に規定する高年齢者雇用確保措

置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業及び介護休業について、就業規則又はこれに準ずるもので定めている場合は、高年齢者雇用制度・男女共同参画制度の措置に係る申告書及び平成21年9月30日までに労働基準監督署に提出した就業規則の写し又は就業規則に準ずるものの写し

- (ウ) 平成21年9月30日の直前2年間に各年1回以上のボランティア等地域貢献活動をした場合は、ボランティア等地域貢献活動報告書及び当該活動の事実を客観的に確認できるもの
- (ク) 平成21年9月30日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合で、直前1年間（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）に5割以上の活動に参加しているときは、建設業労働災害防止協会又は所属団体の活動証明書
- (カ) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成17年10月1日から平成21年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し。なお、この期間に完成検査を受け、工事成績評定通知書を受領していない場合は、平成17年10月1日から平成21年9月30日までの請負契約書の写し（当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。）
- (キ) 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望する者で、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）を受講しているものである場合は、平成21年9月30日の時点における学習履歴証明書の写し

また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望する者で、

社団法人日本建築士会連合会の継続学習制度(CPD)を受講しているものである場合は、平成21年9月30日の時点における研修履歴証明書の写し

(テ) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第4項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書

(ト) 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し及び技術職員名簿で確認ができない技術職員の資格を証する書類の写し

(チ) 建設工事のうち舗装工事、電気工事、管工事及び造園工事への入札参加を希望する者で、平成21年9月30日の時点において有効な資格(舗装工事にあっては「舗装施工管理技術者」、電気工事にあっては「電気工事士、電気主任技術者」、管工事にあっては「空気調和設備配管・冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・配管工」、造園工事にあっては「造園」の資格)を有する技能士等がいるものである場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し

なお、当該技能士等が、(ト)に規定する技術職員名簿の写しに記載され、確認できる場合は、不要

(ニ) コンプライアンス実行宣言を行う場合については、コンプライアンス実行宣言書

(ヌ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(ネ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(キ)までに掲げる書類

(イ) 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し

(ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(イ) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し

ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(キ)まで及びイの(イ)から(イ)までに掲げる書類

(イ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(オ)までに掲げる書類

(イ) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し

(ウ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し

(イ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限る。)

(オ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書(入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。)

(カ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(オ)まで及びエの(ウ)から(オ)までに掲げる書類

(イ) 入札参加を希望する業種(土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。)について国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し

(ウ) 建築関係建設コンサルタント業務(建築士事務所部門に限る。)への入札参加を希望する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し

(I) 営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(2) 申請書様式の入手方法

佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)からダウンロードできます。

なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次に掲げる場所に持参により提出すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者

(ア) 佐賀市、多久市及び小城市の区域内に本店を有するもの

佐賀市八戸二丁目2番67号

佐賀土木事務所管理課河川・建設業担当

電話 0952-24-4346

- (イ) 神崎市及び神埼郡の区域内に本店を有するもの

神崎市神埼町大字鶴 3542 番地

神埼土木事務所管理課管理担当

電話 0952-52-3187

- (ウ) 鳥栖市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの

鳥栖市元町 1234 番地 1

鳥栖土木事務所管理課管理担当

電話 0942-83-4176

- (I) 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの

唐津市二夕子三丁目 1 番 5 号

唐津土木事務所管理課管理担当

電話 0955-73-2861

- (オ) 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの

伊万里市新天町 122 番地 4

伊万里土木事務所管理課管理担当

電話 0955-23-4151

- (カ) 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの

武雄市武雄町大字昭和 265 番地

武雄土木事務所総務管理課管理担当

電話 0954-22-4184

- (キ) 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの

鹿島市大字高津原 3400 番地

鹿島土木事務所管理課管理担当

電話 0954-63-3225

イ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設
工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加
資格の申請を行う建設工事業者

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札契約担当

電話 0952-25-7102

5 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第
95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載
すること。

6 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第
167 条の 11 第 1 項の規定に該当する者

なお、未成年者又は被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のた
めに必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項及び第 167 条の 11 第 1 項の規定に
該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 建設業法第 3 条の規定による許可を受けていない建設工事業者

(5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第 27 条の 23 の規
定による経営事項審査を受けていない建設工事業者

7 競争入札参加資格の認定

申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審
査し、適当であると認めるときは、1 に掲げる建設工事の種類又は建設関連

業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。

6の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。

8 資格審査結果の通知

「入札参加資格決定通知書」により通知する。

9 資格の有効期間及び更新手続

競争入札参加資格の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成23年3月31日までとする。

上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成22年9月頃に平成23年度及び平成24年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。

10 競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び6のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。